**令和６年度における西和賀町の障害者就労施設からの優先調達方針**

１　趣旨

　　　本町では、障害者が希望する地域において経済的に自立した生活ができるよう、一般就労への移行支援と福祉的就労の場における工賃水準の向上支援に取り組んでいるところであるが、これらの取組に当たっては、障がい者が就労する事業所等の仕事の確保が課題となっている。

　　　このため本町では、事業所等における一層の仕事の確保に向けて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、調達方針を定め、本町による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するものとする。

　２　適用範囲

　　　この方針は、西和賀町の全組織を対象とする。

　３　対象となる障害者就労施設

　　　本町において対象となる障害者就労施設は、次の障害者就労施設とする。

　　　就労継続支援事業所（Ｂ型）

　４　調達する物品

　　　本町が施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

　　　以下に記載がないものであっても、本町が調達可能な物品等があれば対象とする。

　 (1)　物品

　　　ア　食料品、飲料（パン、弁当、農産加工物等）

　　　イ　その他物品（上記以外の物品）

　 (2)　役務

　　　ア　清掃・施設管理（清掃、除草作業等）

　　　イ　その他（仕分け、発送、梱包等）

　５　基本的な考え方

　 (1)　障害者就労施設からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。

　 (2)　予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。

　 (3)　物品等の調達に当たっては、可能な限り町内の障害者就労施設からの調達に努めるものとする。

　 (4)　用品調達基金を通じて調達する物品等の調達方法については従前のとおりとする。

　６　調達の目標

　　　令和６年度に達成すべき優先調達の目標を次のとおりとする。

1. 物品　目標額　270万円
2. 役務　目標額　 70万円

　７　調達の推進方法

　 (1)　調達可能な物品等及び事業所等情報の収集と提供

　　　　健康福祉課は、施設等が供給できる物品等の情報を収集し、庁内及び町内企業からの調達の推進を図るため、ホームページに掲載する。情報については、随時更新する等情報発信を強化し、施設等の受注の確保に努める。

　 (2)　随意契約制度の活用

　　　　本町の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や町財務規則等関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、施設からの物品等の調達に努める。

　 (3)　調達実績の取りまとめ及び公表

　　　　この方針に基づく調達実績は、当該年度終了後、速やかに集計し、公表する。

　８　担当窓口

　　　この方針の担当窓口は、健康福祉課とする。